

# 予防技術検定模擬テスト

## —解説付—

No.128

〔共通〕問1 次に掲げるものが固体である場合、消防法令上で指定可燃物の可燃性固体類に該当するものは幾つあるか、(1)～(4)のうち1つ選べ。

- (1) 引火点が40℃以上100℃未満のもの
- (2) 引火点が100℃以上200℃未満で、かつ燃焼熱量が34kJ/g(キロジュール毎グラム)以上であるもの
- (3) 引火点が200℃以上で、かつ、燃焼熱量が34kJ/g以上であるもので、融点が100℃以上のもの
- (1) 1つもない (2) 1つ
- (3) 2つ (4) 3つ

〔消防用設備等〕問1 消防法施行令別表第1に掲げる防対象物の取り扱いに関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 物品販売店舗の用途に供される部分の床面積の合計が70m<sup>2</sup>であり、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計が40m<sup>2</sup>である防火対象物は、消防法施行令別表第1(4)項に掲げる用途に供される防火対象物である。
- (2) 物品販売店舗の用途に供される部分の床面積の合計が40m<sup>2</sup>であり、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計が70m<sup>2</sup>である防火対象物は、一般住宅に該当する。
- (3) 物品販売店舗の用途に供される部分の床面積の合計が70m<sup>2</sup>であり、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計が100m<sup>2</sup>である防火対象物は、消防法施行令別表第1(16)項イに掲げる用途に供される防火対象物である。
- (4) 物品販売店舗の用途に供される部分の床面積の合計が40m<sup>2</sup>であり、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計が40m<sup>2</sup>である防火対象物は、一般住宅に該当する。

〔消防用設備等〕問2 非常警報設備である放送設備に関する次の文のうち、消防法令上、誤っているものを1つ選べ。

- (1) 放送設備は、防火対象物の11階以上の階、地下3階以下の階又は消防法施行令別表第1(16)2)項及び(16)3)項に掲げる防火対象物に設ける場合、その起動装置が非常電話でないときは、当該起動装置に防災センター等と通話することができる装置を付置しなければならない。
- (2) 放送設備は、スピーカーを、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所に設ける場合にあっては、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるよう措置されなければならない。
- (3) 放送設備は、消防法施行令別表第1(2)項ニ、(16)項イ、(16)2)項及び(16)3)項に掲げる防火対象物のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室があるものにあっては、当該役務を提供している間においても、当該個室において警報音を確

実に聞き取ることができるように措置されなければならない。

- (4) 放送設備は、他の設備と共に用する場合、火災の際非常警報以外の全ての放送を遮断できる機構を有するものでなければならない。

〔防火査察〕問1 違反処理等に関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 都道府県知事が消防設備士免状の返納を命じようとする際には、事前手続の聴聞を経た後に返納命令を発動する必要がある。
- (2) 消防法第17条の7第2項において準用する消防法第13条の2第5項の規定に基づき消防設備士免状の返納を命ずる主体は、当該免状を交付した都道府県知事である。
- (3) 消防法に基づく命令を行ったときに行う公示は、命令を発動後速やかに公示し、命令事項が履行された時等、命令が効力を失うまでの間、公示を維持する必要がある。
- (4) 消防法第8条の2の3第1項に基づく防火対象物点検の特例認定を受けている物品販売店舗の立入検査を実施した際、自動火災報知設備の感知器が一部未警戒となっている法令違反を現認したので、特例認定の取消しをするための弁明の手続きを開始した。

〔防火査察〕問2 消防法第4条第1項に基づく資料提出命令等に関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 資料提出命令及び報告徴収を発動した際には、当該命令に伴なう標識の設置等の公示を行う必要はない。
- (2) 資料提出命令と報告徴収については、命令の主体は消防長又は消防署長であり、受命者は関係者又は管理について権原を有する者である。
- (3) 資料提出命令は、資料としてすでに作成若しくは作成される予定である文書等を提出するものであるのに対し、報告徴収はあくまで報告するために文書等を作成し、これを提出するものである。
- (4) 資料提出命令により提出させた資料等については、原則として、書面で所有権の放棄について確認する必要がある。

〔危険物〕問1 兩種危険物取扱者に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 危険物保安監督者に選任することはできない。
- (2) 危険物取扱者以外の者が危険物の取扱いを行うための立会いを行なうことはできない。
- (3) 第3石油類については、重油、潤滑油及び引火点130℃以上のものについて取り扱うことができる。
- (4) 定期点検を行うことはできない。

った装備品等はビニール袋に密閉するなど生物剤による二次感染を防止する。

途防火対象物に該当することとされている。

### 問3 答 (3)

解説 (3)は、火災警戒区域の設定である。

### 〔救急〕

#### 問1 答 (1)

解説 火災・災害等即報要領の一部改正について（平成29年2月7日付け 消防応第11号 消防庁長官通知）参照。

#### 問2 答 (3)

解説 救急救命士法（平成3年4月23日付け 法律第36号）第47条参照。

#### 問3 答 (3)

解説 「第一種感染症指定医療機関」の指定は都道府県知事である。

## 予防技術検定模擬テスト

### 〔共通〕

#### 問1 答 (3)

解説 ①と②は可燃性固体類である。危険物政令別表第4 備考6イ、ハ参照。

③の引火点が200°C以上で、かつ、燃焼熱量が34kJ/g（キロジュール每グラム）以上である固体の場合、融点が100°C未満のものが可燃性固体類である。危険物政令別表第4 備考6ニ参照。

### 〔消防用設備等〕

#### 問1 答 (4)

解説 (1) 正しい。令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和50年4月15日付け 消防予第41号・消防安第41号 消防庁予防課長・安全救急課長通知。以下「41号通知」という。）(2)

(2) 正しい。41号通知2(1)

(3) 正しい。41号通知2(2) 消防法施行令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さくても、その面積が50m<sup>2</sup>を超える場合は、複合用途防火対象物に該当することとされている。

(4) 誤り。41号通知2(3) 消防法施行令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用

#### 問2 答 (4)

解説 (1) 正しい。消防法施行規則第25条の2 第2項第2号参照。

(2) 正しい。同条第2項第3号イ(ロ)参照。

(3) 正しい。同条第2項第3号イ(ハ)参照。

(4) 誤り。同条第2項第3号リ参照。地震動予報等に係る放送であって、これに要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものは、遮断する対象から除外されている。

### 〔防火査察〕

#### 問1 答 (4)

解説 (1) 消防設備士免状の返納命令に関する運用について（平成12年3月24日付 消防予第67号 消防予防課長通知（以下「67号通知」という。）により正しい。

(2) 67号通知により正しい。

(3) 違反処理マニュアルにより正しい。

(4) 特例認定の取消しの事前手続きは聴聞を実施する必要があるので、誤り。

#### 問2 答 (2)

解説 (1) 消防法第4条により正しい。

(2) 受命者は関係者であるので、誤り。

(3) 立入検査マニュアルにより正しい。

(4) 立入検査マニュアルにより正しい。

### 〔危険物〕

#### 問1 答 (4)

解説 (1) 消防法第13条第1項参照。

(2) 消防法第13条第3項参照。

(3) 危険物の規制に関する規則第49条参照。

(4) 誤り。定期点検は、危険物取扱者又は危険物施設保安員が行わなければならないとされている。危険物の規制に関する規則第62条の6参照。

#### 問2 答 (3)

解説 (1) 危険物の規制に関する政令第36条参照。

(2) 危険物の規制に関する規則第48条第3号参照。

(3) 誤り。危険物取扱者以外の者が定期点検を行う場合に立会うことができる者は、危険物取扱者とされている。危険物の規制に関する規則第62条の6第2項参照。

(4) 危険物施設保安員は、製造所等の高度で複雑な保安システムの管理等を担当するが、選任資格要件は定められていない。